

平成25年11月21日

放送受信料の未収者に対する強制執行の実施予告について

NHKは本日、18都道府県の33人について、このまま放送受信料のお支払いがない場合は、強制執行により放送受信料の回収を行わざるを得ない旨の予告通知を、本日付けで郵送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる裁判所の手続きが確定しているにもかかわらず、繰り返し丁寧な対応を重ねても、お支払いをいただけない状況です。支払期限までにお支払いがない場合は、やむを得ず最後の方法として、裁判所に強制執行の手続きを申し立てます。

【予告の概要】

対象者 18都道府県33人

(東京都4、山梨県1、神奈川県4、群馬県1、茨城県1、千葉県1、栃木県1、大阪府6、京都府2、兵庫県1、愛知県1、石川県1、岡山県1、福岡県1、長崎県2、大分県1、北海道3、徳島県1) 数字は人数

※ 石川県での強制執行の実施予告は初。

※ 支払期限 平成25年11月29日